

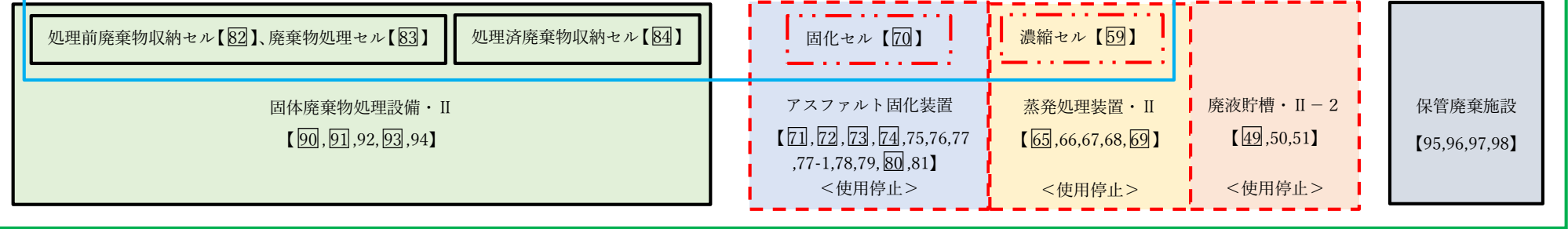
を別紙3に示す。)を行う。ここで、配管の閉止措置については設計及び工事の計画の認可
を取得した後、工事を行うこととする。閉止方法は施錠措置ではなく、閉止フランジ等の設
置を基本とし、「第 27 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」の資料 2 - 1
を次ページのように変更(変更点：赤字下線及び青字下線)する。また、資料 2 - 2 の該当
箇所についても同様に変更する。

※：②の設備についても、遮へい能力等については不要となることを明記する

第 2 廃棄物処理棟 施設・設備構成

建家等【32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46】
 気体廃棄物の廃棄設備【47,48】
 各建家に設ける排水槽【52,53,54,55,56,57,58】

固体廃棄物処理設備・II、蒸発処理装置、アスファルト固化装置（セル排風機（第3・4・5系統）及び関連設備）
 【60,61,62,63,64,85,86,87,88,89】

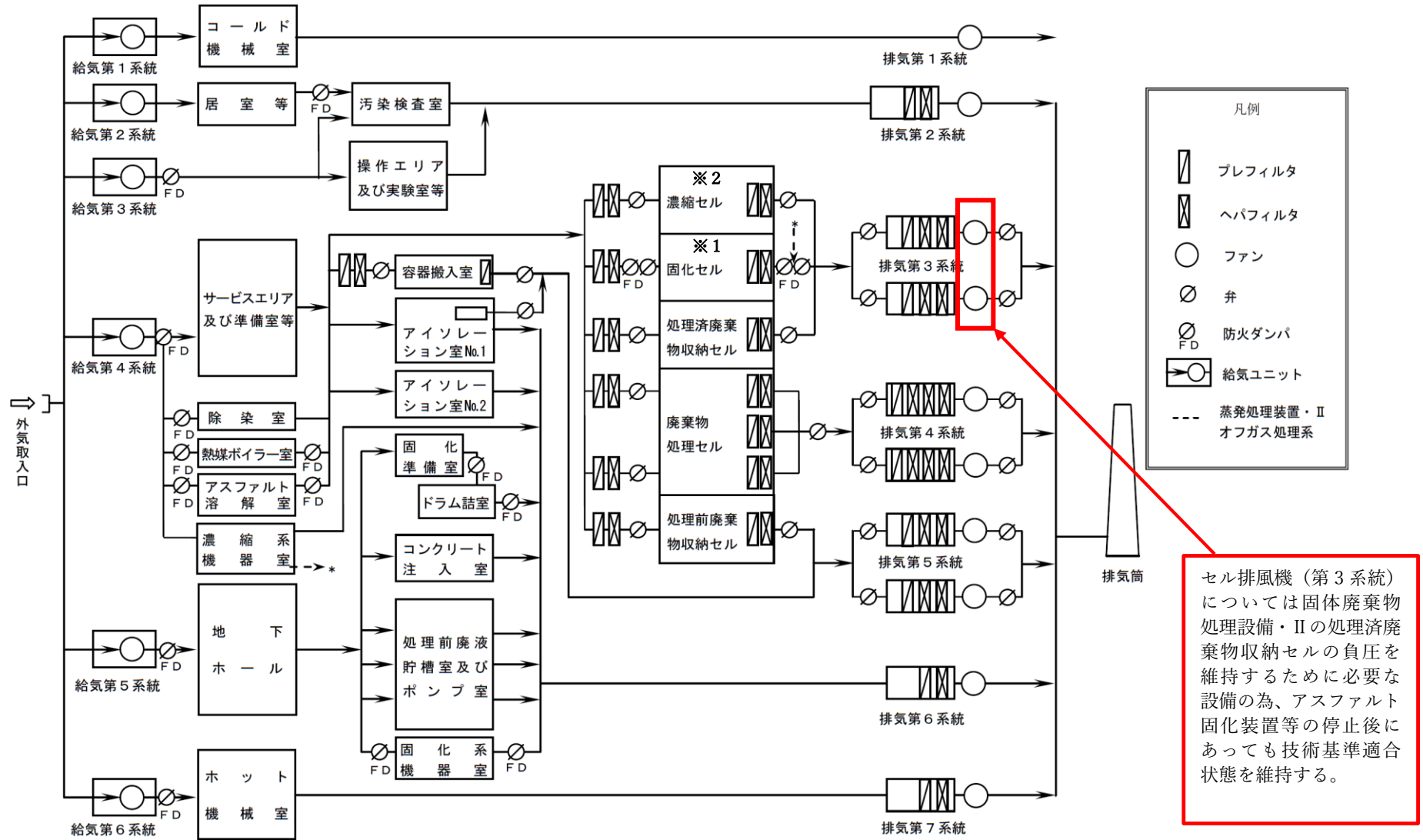


第 2 廃棄物処理棟 施設・設備一覧

32	建家	建家（全般）	54	各建家に設ける排水槽	液体廃棄物貯槽本体	77	アスファルト固化装置	固化セル火災報知設備（設備停止）
33		避雷設備	55		A用排水槽	77-1		ベローズバルブ（設備停止）
34		ディーゼル発電機	56		液体廃棄物貯槽本体	78		塔槽類の周囲の堰（設備停止）
35		自動火災報知設備（火災検出装置）	57		B用排水槽	79		漏えい検知器（設備停止）
36		消火設備（消火器、消火栓）	58		塔槽類の周囲の堰	80		プロセスモニタ（固化セル）（設備停止）
37		耐火壁、耐火扉	59	蒸発処理装置・II	漏えい検知器	81		誤操作防止インターロック（設備停止）
38		防火ダンパ	60		濃縮セル（設備停止）	82	固体廃棄物処理設備・II	処理前廃棄物収納セル（ガンマゲート付）
39		避難通路、避難用照明、異常時用照明器具	61		セル排風機（第3系統）	83		廃棄物処理セル
40		管理区域外に通ずる境界の堰	62		セル排風機自動消火設備（第3系統）	84		処理済廃棄物収納セル（ガンマゲート付）
41		通信連絡設備	63		セル配電盤溢水防護カバー（第3系統）	85		セル排風機（第3・4・5系統）（換気設備）
42		高圧受電盤の筐体・接地	64		セル排風機動力ケーブル（第3系統）	86		セル排風機自動消火設備（第3・4・5系統）
43		放射線モニタ監視盤	65		予備ファン起動インターロック（第3系統）	87		セル配電盤溢水防護カバー（第3・4・5系統）
44		排気ダストモニタ	66		蒸発処理装置・II（設備停止）	88		セル排風機動力ケーブル（第3・4・5系統）
45		ガンマ線エリアモニタ	67		中央監視盤の筐体・接地（設備停止）	89		予備ファン起動インターロック（第3・4・5系統）
46		室内ダストモニタ	68		塔槽類の周囲の堰（設備停止）	90		固体廃棄物処理設備・II
47	気体廃棄物の廃棄設備	換気設備（フィルタ、ファン等）	69		漏えい検知器（設備停止）	91		アイソレーション室（散逸防止）
48		第2廃棄物処理棟排気筒（気体廃棄物の廃棄）	70	アスファルト固化装置	プロセスモニタ（濃縮セル）（設備停止）	92		中央監視盤の筐体・接地（操作盤含む）
49	廃液貯槽・II-2	貯槽本体（設備停止）	71		固化セル（設備停止）	93		プロセスモニタ（処理前廃棄物収納セル他）
50		塔槽類の周囲の堰（設備停止）	72		アスファルト固化装置（設備停止）	94		誤操作防止インターロック
51		漏えい検知器（設備停止）	73		ドラム詰室（設備停止）	95	保管廃棄施設	処理前廃棄物収納セル
52	各建家に設ける排水槽	貯槽本体	74		防爆型電気機器（設備停止）	96		コンクリート注入室
53	放出前排水槽	液位計（漏えい検知器）	75		温度感知式ダンパ（設備停止）	97		廃棄物保管室
			76		中央監視盤の筐体・接地（設備停止）	98		廃棄物保管エリア
					水噴霧消火設備（設備停止）			

注) 番号は、「原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則への適合性確認整理表」に準じた番号
 □囲みの番号は、既認可の機器・設備（一部条項について今後新たに設工認申請を行うものを含む）

※ 1 : アスファルト固化装置が設置されているセル。
 ※ 2 : 蒸発処理装置・II が設置されているセル。



第 2 廃棄物処理棟 排気系統図 (原子炉設置変更許可申請書 第 8-2(3)-10 図に加筆)

別表1 既認可設備の技術基準適合状態の維持の要否 (1/5)

No.	施設・設備名		技術基準適合 条項	技術基準適合の維持の要否 注) 括弧書き【】の記載については、一部の条項について今後技術基準適合説明を行う予定のもの
32	建家	建家 (全般)	5 条	建家全体に係る技術基準の為、今後も適合状態を維持する。
			6 条 1 項	建家全体に係る技術基準の為、今後も適合状態を維持する。
			8 条 1 項	竜巻・外部火災以外の事象に対しては、建家全体 (施設の外皮) で内部の安全設備を防護する設計のため、今後も適合状態を維持する。 【竜巻・外部火災に対しては、今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			8 条 2 項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			19 条 2 項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			35 条 2 項 1 号	建家全体に係る技術基準の為、今後も適合状態を維持する。
			35 条 2 項 2 号	建家全体に係る技術基準の為、今後も適合状態を維持する。
			36 条 2 号	建家全体に係る技術基準の為、今後も適合状態を維持する。
34	ディーゼル発電機	6 条 1 項	今後も継続使用するセル排風機等に給電する設備であるため、今後も適合状態を維持する。	
		11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】	
		19 条 1 項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】	
		35 条 1 項 7 号	今後も継続使用するセル排風機等に給電する設備であるため、今後も適合状態を維持する。	
37	耐火壁、耐火扉	21 条 4 号ハ	継続使用する設備を防護する必要があるため、今後も適合状態を維持する。	
38	防火ダンパ	21 条 4 号ハ	継続使用する設備を防護する必要があるため、今後も適合状態を維持する。	
43	放射線監視モニタ	11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】	
		31 条 1 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄 a は継続実施するため、今後も適合状態を維持する。	
		31 条 3 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理上必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。	
		41 条	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理上必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。	
44	排気ダストモニタ	6 条 1 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄は継続実施するため、今後も適合状態を維持する。	
		11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】	
		31 条 1 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄は継続実施するため、今後も適合状態を維持する。	
		41 条	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理上必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。	
45	ガンマ線エリアモニタ	6 条 1 項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】	
		11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】	
		31 条 3 項	設備のため、アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理上必要なため、今後も適合状態を維持する。(アスファルト固化装置等に特有なガンマ線エリアモニタはない)	
		41 条	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理上必要なため、今後も適合状態を維持する。	
46	室内ダストモニタ	6 条 1 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理上必要なため、今後も適合状態を維持する。	
		11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】	
		31 条 3 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理上必要なため、今後も適合状態を維持する。	
		41 条	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理は必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。(アスファルト固化装置等に特有な室内ダストモニタはない)	

別表1 既認可設備の技術基準適合状態の維持の要否 (2/5)

No.	施設・設備名	技術基準適合 条項	技術基準適合の維持の要否 注) 括弧書き【】の記載については、一部の条項について今後技術基準適合説明を行う予定のもの
47	気体 廃棄物 の 排気 設備 (フィルタ、ファン 等)	6条1項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、放射線障害を防止するために必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。
		8条1項	【生物学的事象に対して、今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		17条1号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、放射線障害を防止するために必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。
		17条2号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、放射線障害を防止するために必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。
		17条3号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、放射線障害を防止するために必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。
		17条4号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、放射線障害を防止するために必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。
		19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行い、適合状態を維持する。】
		35条1項1号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。
35条1項5号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。		
48	第2 廃棄物処理棟排気 筒 (気体廃棄物の廃 棄)	6条1項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。
		8条1項	【竜巻に対して、今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		11条	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。
		35条1項1号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。
		35条1項4号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。
49	廃液 貯 槽・ II - 2	6条1項	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を貯留することはなく、地震による損壊により一般公衆に放射線影響を与えるおそれはないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
		12条1項1号	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を貯留することはないため強度や耐食性を確保する必要はないため適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
		12条2項	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を貯留することがなく、漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
		35条1項3号	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を貯留することがなく、化学薬品等の影響により腐食することがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
		35条1項6号	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を貯留することがなく、適合状態の維持は不要。
52	放出 前 排 水 槽	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		12条1項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		12条2項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		19条2項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		35条1項3号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
35条1項6号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。		
54	液体 廃棄 物A 用 排 水 槽	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		12条1項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		12条2項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		19条2項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		35条1項3号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
35条1項6号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。		

別表1 既認可設備の技術基準適合状態の維持の要否 (3/5)

No.	施設・設備名	技術基準適合 条項	技術基準適合の維持の要否 注) 括弧書き【】の記載については、一部の条項について今後技術基準適合説明を行う予定のもの	
56	液体 廃棄物B 用排水槽	貯槽本体	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			12条1項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			12条2項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			35条1項3号 35条1項6号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
59	蒸発 処理 装置・ II	濃縮セル（使用停止）	6条1項	使用停止する設備であるが、建家(No.32)の耐震性を維持するために必要な構造体のため、今後も適合状態を維持する。
			16条2項1号	蒸発処理装置・IIの使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないため、遮蔽能力は不要であるため、適合状態の維持は不要。
			16条2項2号	蒸発処理装置・IIの使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないことから、開口部（遮蔽扉等）から放射線の漏えいを防止する必要はないため、適合状態の維持は不要。
			35条2項1号	蒸発処理装置・IIの使用停止により、濃縮セル内において液体廃棄物が漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。
60	セル排風機（第3系 統）	6条1項	本装置は、蒸発処理装置・IIの濃縮セル及びアスファルト固化装置の固化セルの内部を負圧に維持するための排風機である。蒸発処理装置・II及びアスファルト固化装置の使用停止によりこれらセルの内部を負圧に維持する必要がなくなるが、固体廃棄物処理設備・IIのセルの一部を負圧に維持するために必要であることから、各条項の適合状態の維持は継続する。(No.85を参照)	
		17条1号		
		17条2号		
		17条3号		
		17条4号 19条1項		
64	予備ファン起動インター ロック（第3系統）	6条1項	本装置は、蒸発処理装置・IIの濃縮セル及びアスファルト固化装置の固化セルの内部を負圧に維持するための排風機である。蒸発処理装置・II及びアスファルト固化装置の使用停止によりこれらセルの内部を負圧に維持する必要がなくなるが、固体廃棄物処理設備・IIのセルの一部を負圧に維持するために必要であることから、各条項の適合状態の維持は継続する。(No.89を参照)	
		35条1項7号		
65	蒸発処理装置・II（設 備停止）	6条1項	設備の使用停止により液体廃棄物の処理を行うことはなく、地震による損壊により一般公衆に放射線影響を与えるおそれはないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検（外観確認）を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。	
		12条1項1号	設備の使用停止により液体廃棄物を処理することはないため強度や耐食性を確保する必要はないため適合状態の維持は不要。ただし、内部の残存汚染の漏えい防止の観点から、自主点検（外観）は継続する。	
		12条2項	設備の使用停止により液体廃棄物を処理することはないため、漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検（外観確認）を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。	
		35条1項1号	設備の使用停止により液体廃棄物を廃棄する能力が不要になるため、適合状態の維持は不要。	
		35条1項3号	設備の使用停止により液体廃棄物を処理や貯留をすることがなく、化学薬品等の影響により腐食することがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検（外観確認）を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。	
		35条1項6号	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を処理や貯留をすることがないため、適合状態の維持は不要。	
69	プロセスモニタ（濃縮 セル）（設備停止）	16条2項2号	蒸発処理装置・IIの使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないことから、開口部（遮蔽扉等）から放射線の漏えいを防止する必要はないため、適合状態の維持は不要。	
70	アス ファ ルト 固 化 装 置	固化セル（使用停止）	6条1項	使用停止する設備であるが、建家の耐震性を維持するために必要な構造体のため、今後も適合状態を維持する。
			16条2項1号	アスファルト固化装置の使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないため、遮蔽能力は不要であるため、適合状態の維持は不要。
			16条2項2号	アスファルト固化装置の使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないことから、開口部（遮蔽扉等）から放射線の漏えいを防止する必要はないため、適合状態の維持は不要。
			35条2項1号	アスファルト固化装置の使用停止により、固化セル内において液体廃棄物が漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。

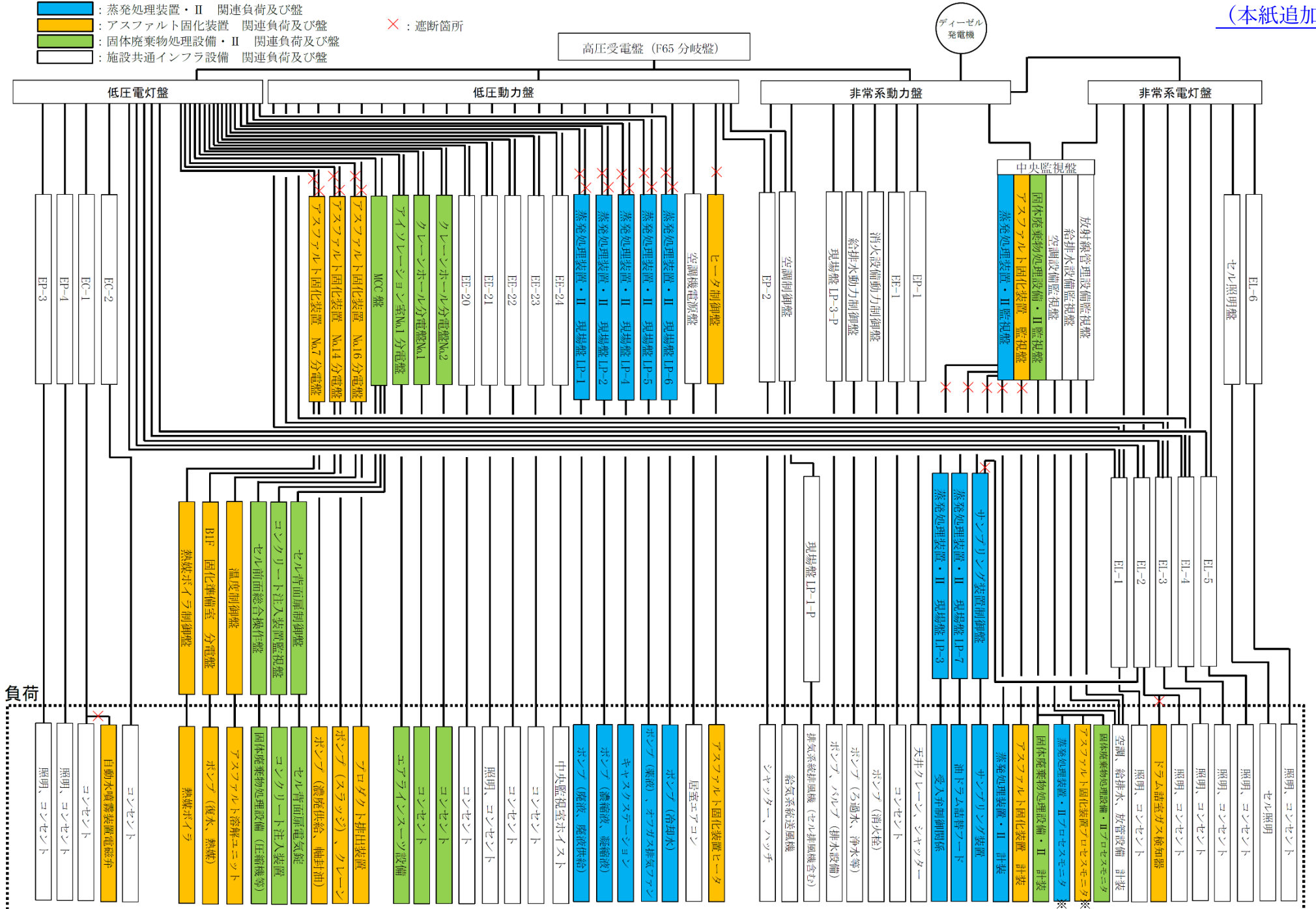
別表1 既認可設備の技術基準適合状態の維持の要否 (4/5)

No.	施設・設備名	技術基準適合条項	技術基準適合の維持の要否 注) 括弧書き【】の記載については、一部の条項について今後技術基準適合説明を行う予定のもの
71	アスファルト固化装置 (設備停止)	6条1項	設備の使用停止により液体廃棄物の処理を行うことはなく、地震による損壊により一般公衆に放射線影響を与えるおそれはないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検(外観確認)を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
		12条1項1号	設備の使用停止により液体廃棄物を処理することはないため強度や耐食性を確保する必要はないため適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検(外観確認)を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
		12条2項	設備の使用停止により液体廃棄物を処理することはないため、漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検(外観確認)を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
		21条4号イ	設備の使用停止により火災が発生するおそれがないため、適合状態の維持は不要
		35条1号3号	設備の使用停止により液体廃棄物を処理や貯留することがなく、化学薬品等の影響により腐食することがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検(外観確認)を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
72	ドラム詰室(設備停止)	16条2項1号	アスファルト固化装置の使用停止により室内の線量は現状低く、今後も上昇することはないため、遮蔽能力は不要であるため、適合状態の維持は不要。
		35条2項1号	アスファルト固化装置の使用停止により、室内において液体廃棄物が漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。
73	防爆型電気機器(設備停止)	21条4号イ	アスファルト固化装置の使用停止により、防爆型の電気機器により可燃性ガスへの着火を防止する必要がないため、適合状態の維持は不要。
74	温度感知式ダンパ(設備停止)	21条4号ロ	アスファルト固化装置の使用停止により、固化セル及びドラム詰室で火災が発生するおそれがなく、火災発生時の隔離が必要ないため、適合状態の維持は不要。
80	プロセスモニタ(固化セル)(設備停止)	16条2項2号	アスファルト固化装置の使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないことから、開口部(遮蔽扉等)から放射線の漏えいを防止する必要はないため、適合状態の維持は不要。
82	固体廃棄物処理設備・II 処理前廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		16条2項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		16条2項2号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		21条4号イ	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		35条1号4号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
83	廃棄物処理セル	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		16条2項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		16条2項2号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		21条4号イ	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		35条1号4号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
84	処理済廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		16条2項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		16条2項2号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		21条4号イ	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		35条1号4号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
85	セル排風機(第3・4・5系統)(換気設備)	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		17条1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		17条2号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		17条3号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		17条4号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
89	予備ファン起動インターロック(第3・4・5系統)	11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		35条1項7号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。

別表1 既認可設備の技術基準適合状態の維持の要否 (5/5)

No.	施設・設備名	技術基準適合 条項	技術基準適合の維持の要否 注) 括弧書き【】の記載については、一部の条項について今後技術基準適合説明を行う予定のもの
90	固体廃棄物処理設備・ II	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		12条1項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		12条2項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
91	アイソレーション室 (散逸防止)	35条1項7号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
93	プロセスモニタ (処理前 廃棄物収納セル他)	16条2項2号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。

- : 蒸発処理装置・II 関連負荷及びび盤
 - : アスファルト固化装置 関連負荷及びび盤
 - : 固体廃棄物処理設備・II 関連負荷及びび盤
 - : 施設共通インフラ設備 関連負荷及びび盤
- ✕ : 遮断箇所

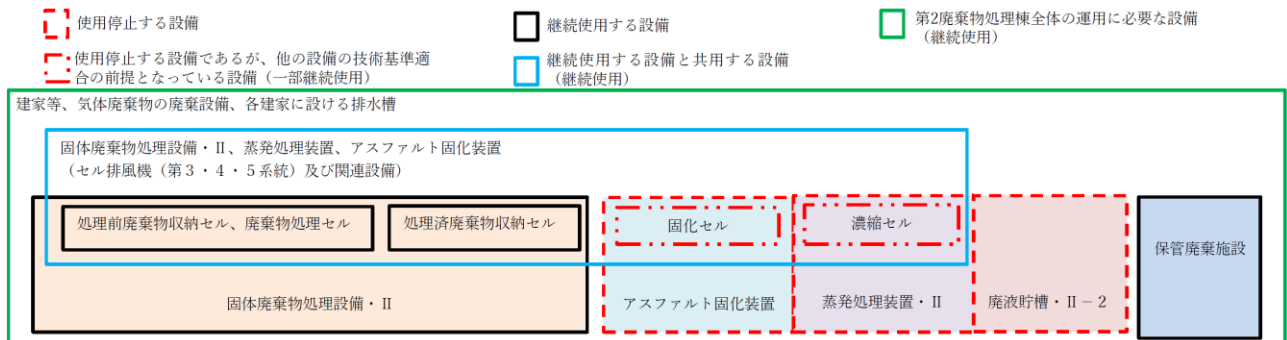


※: 蒸発処理装置・II及びアスファルト固化装置のプロセスモニタの電源については、濃縮セル及び固化セルの扉の開閉に必要な電源のため、今後も通電状態を維持する。



第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等の使用停止(4/8)

- ✓ 使用停止とする廃液貯槽・II-2、蒸発処理装置・II 及びアスファルト固化装置(以下「アスファルト固化装置等」という。)のうち、既に設計及び工事の方法の認可を受けたものについては継続使用する設備と共用している設備を除き、今後申請する設計及び工事の計画の認可申請において、使用停止することを明記する。



- ✓ 使用停止とするアスファルト固化装置等は、第2廃棄物処理棟内で系統が完結しており、放射性液体廃棄物の受入貯槽である廃液貯槽・II-2への廃液受け入れ系統を閉止することで蒸発処理装置・II 及びアスファルト固化装置への放射性液体廃棄物の流入を確実に防止できる。また、処理設備の熱源となる加熱蒸気やLPGについても閉止する。(閉止箇所についてはP10、P11参照)
- ✓ 閉止措置は、閉止フランジ等の設置を基本とし、設計及び工事の計画の認可を得た上で実施



第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等の使用停止(5/8)

- ✓ アスファルト固化装置等の系統内は、工業用水(一部の機器については加熱した硝酸溶液)による洗浄を実施しており、残存している汚染については、今後、作業員が入槽し、拭き取り除染を実施する。
- ✓ 装置内の可燃性物質(熱媒油、アスファルト)は全量抜き出す。(実施済み)
- ✓ 固体廃棄物処理設備・IIと共用する設備(セル排風機等)を除き、電動機、ポンプ、計装制御系等、すべての電源供給を遮断する。(電源遮断箇所はP.12参照)
- ✓ 処理装置の加熱も行わないことから系統内の圧力上昇が生じないため、装置の内部から放射性物質(残存汚染)が系統外に漏れいする可能性は極めて低い。仮に漏れいしたとしても、その量は非常に少なく、各装置に閉じ込め機能が必要なものではない。なお、保安活動を継続することにより、残存する処理設備については、処理設備からの放射性物質の漏れいを生じないように管理する。

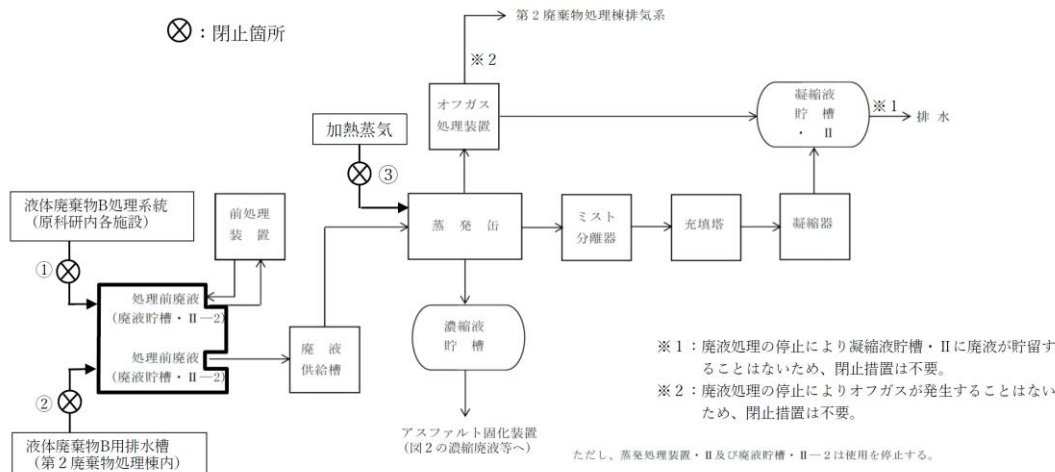


図1 原子炉設置変更許可申請書 第8-2(2)-2図に加筆



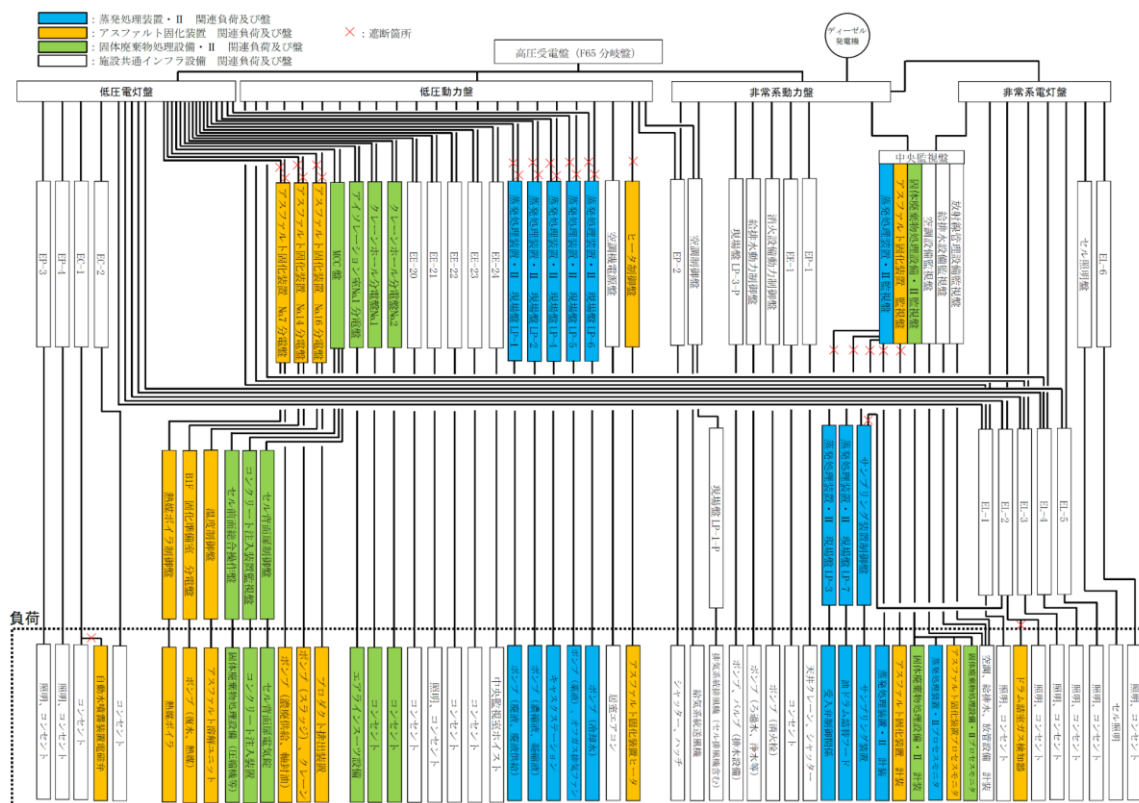
① 廃液の受入口に閉止プラグ又は閉止フランジを設置



② 弁を取り外して閉止フランジを設置するか、フランジ面に閉止板を挿入する。



③ 弁を取り外して閉止フランジを設置するか、フランジ面に閉止板を挿入する。



アスファルト固化装置等の使用停止に係る電源遮断箇所